住宅防音工事で設置した防音建具取り替え工事における「住宅防音工事希望届」 の受付対象年次の緩和について

厚木飛行場周辺における防音建具機能復旧工事につきまして、平成27年12月15日(火)から「住宅防音工事希望届」(以下、「希望届」という。)の受付対象となる住宅の防音工事完了年月日が以下のとおり緩和されます。

## 【緩和前】

受付日区分	区域	受付対象防音工事完了年月日
平成27年12月14日まで	75W 以上	昭和60年3月31日までに防音工事が完了した住宅

## 【緩和後】

受付日区分	区 域	受付対象防音工事完了年月日	
平成27年12月15日以降	85W 以上	昭和62年3月31日までに防音工事が完了した住宅	
	80W <b>∼</b> 85W	昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅	
	75W ~80W	昭和60年3月31日までに防音工事が完了した住宅	

上記の対象年次の緩和により、新たに受付対象となる方で防音建具機能復旧工事を希望される 方は、次の点に注意して、希望届の提出をお願いします。

今回、新たに希望届の受付対象となる住宅については、

- ① 希望届※の受付を<u>平成27年12月15日(火)から開始しますので、南関東防衛局に郵送等により提出して下さい。</u>なお、<u>平成27年12月14日以前に当局に希望届を提出</u>された場合は受付出来ませんのでご注意ください。
- ② 希望届の提出に際し、防音建具機能復旧工事の対象住宅であるか否か(防音工事完了年月日等)を確認してください。
- ③ 提出された希望届のうち、受け付けられないものについては、返却又は廃棄いたします。
- ④ 原則として、希望届の受付順に実施するものとしますが、希望届の受付状況を踏まえ、 85W以上の区域に所在する住宅を優先的に実施する予定です。
- ⑤ 上記受付対象の場合であっても補助の対象とならないことがありますので、詳しくは問い合わせ先までお尋ね下さい。
- 「※ 希望届は、当局及び座間防衛事務所(大和市鶴間1-13-2、Ta 046-261-4332)で配布しているほか、当局のホームページ(http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20 Second level/03 bout/0 3 peripheral/jyutakubouon/jyuutakubouonn001. html)からもダウンロードできます。

これまで提出して頂いた機能復旧(建具・空調)工事希望届の返却について

住宅防音工事希望届のうち受付対象とならない希望届けについて、今般の防音建具機能復旧工

住宅防音工事希望届のうち受付対象とならない希望届けについて、今般の防音建具機能復旧工 事の年次緩和を契機として返却することとしておりますので、何卒ご理解をお願いいたします。

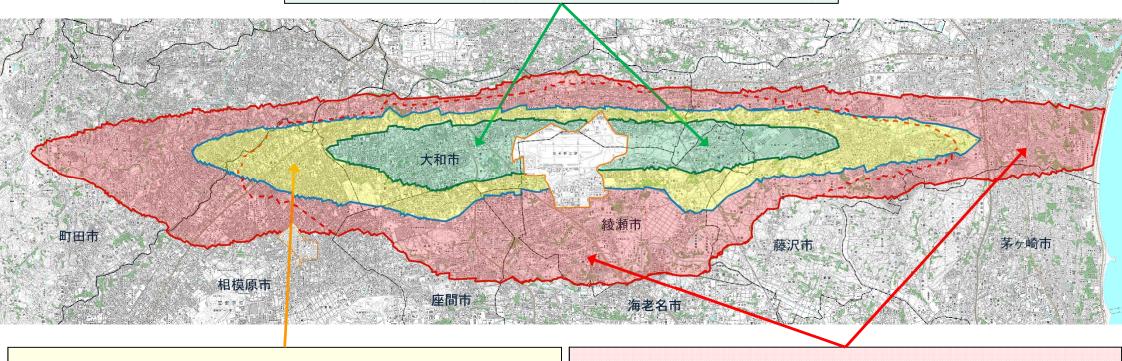
【希望届の提出、問い合わせ先】

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎 南関東防衛局 企画部 住宅防音課第2課 Tal 045-211-7113

## 厚木飛行場における建具復旧希望届受付対象範囲イメージ図

昭和62年3月31日までに防音工事が完了した住宅が対象です。(緑色箇所)

(平成27年12月15日以降、緑色箇所においては、昭和62年3月31日までに 防音工事が完了した住宅を対象に希望届の受付を行います。)



昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅が対象です。(黄色箇所) (平成27年12月15日以降、黄色箇所においては、昭和61年3月31日までに 防音工事が完了した住宅を対象に希望届の受付を行います。) 昭和60年3月31日までに防音工事が完了した住宅が対象です。(赤色箇所)

※ 町田市に関しては、北関東防衛局(企画部住宅防音課1048-600-1821)までお尋ねください。